

意見の概要及び意見に対する議会運営委員会の考え方

	意見の概要	議会運営委員会の考え方
1	1つの議案をまとめるのは議会では大変な事と思います。各章、私は十分だと思います。	条文（素案）に対する修正の意見ではありませんでしたので、「議会運営の参考とすること」といたします。
2	荒川区議会基本条例素案に賛成、なんら意見を申し上げます。	条文（素案）に対する修正の意見ではありませんでしたので、「議会運営の参考とすること」といたします。
3	議会の活動内容があまりにも一般的であり、固い表現となっているので、わかりづらいように思う。条文なので、具体的な詳細が難しいのであると思いますが、もう少しわかりやすい表現がよいと思う。	条文（素案）に対する修正の意見ではありませんでしたので、「議会運営の参考とすること」といたします。
4	<p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。</p> <p>（1） 区民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視した区民に開かれた議会運営を行うとともに、区民にとってわかりやすい議事運営を行うこと。</p> <p>区民の・・・公平性、迅速性を重視した・・・、区民が信頼をおける議事運営を行うこと。</p> <p>大したことではないのですが、問題が発生したときは、直ちに検討・協議していただける姿勢が伝わると安心できて嬉しいです。</p>	<p>ご意見にあります「迅速性」という文言を追加することについてですが、荒川区議会では、議会運営に当たっては、これまででも区民の皆様の信頼を得られるよう、迅速に対応してまいりました。</p> <p>議会広報についても、迅速に行っており、特に、「本会議の録画中継」及び「委員会の録音中継」については、本会議・委員会の開会日の当日中にホームページに掲載しており、区民の皆様が直ちに視聴できるよう、対応しているところです。</p> <p>また、第2条について、「迅速性」という文言自体はありませんが、「議会が迅速に対応すること」という趣旨自体については、条文に反映されているものと認識しています。</p> <p>したがって、迅速性」という文言については、議会基本条例には規定しないこととしますが、今後も引き続き、議会運営等に当たっては、迅速に対応してまいります。</p>

	意見の概要	議会運営委員会の考え方
5	<p>条例自体がとっつきにくく、難解がちな文章になりがちなので、関心のない誰にも分かり易い文面にするのは容易いものではないのでしょうか？前例なき打開案を考慮して、区民全体に浸透することを希望します。</p>	<p>条文（素案）に対する修正の意見ではありませんでしたので、「議会運営の参考とすること」といたします。</p>
6	<p>特に意見はございませんが、私自身、議会のことは全く知らなかったものですから、むしろ大変勉強になりました。会派の方たちが意見をまとめて述べることも大切なことと思いますが、一人しか居ない会派もあるようですので、それが区のため区民のためになる納得のゆく建設的なお考えでしたら前向きに検討すべきではないでしょうか。</p>	<p>条文（素案）に対する修正の意見ではありませんでしたので、「議会運営の参考とすること」といたします。</p>
7	<p>・第5章 議会運営 （通年議会） 第12条 議会は、監視機能のさらなる充実及び強化を図り、議会が主導的、機能的に活動できるよう、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。 通年とする理由は別途・・・と言うことですが、言い回しとして少しわかりづらい気がします。</p>	<p>今回、荒川区議会は、通年議会を導入することとしましたが、「今後、通年議会の実施にあたり、議会運営の取扱いを検討すること」となっています。 また、通年議会に関しては、詳細な取扱いを定めなければなりませんので、条文の量が多くなることが見込まれています。 したがって、「通年議会に必要な事項について、議会基本条例に直接定めるのではなく、別に定めること」としたものです。</p>
	<p>・第8章 議員定数 （議員定数） 第20条 議員定数は、区民の声を適切に反映できる定数とする。 適切に反映の基準が判りませんが、区民の1/6500人（32/207130）程度等の基準値があった方が曖昧な感じが減るかと思えます。現在の定数から区民の増減により議員枠が変動するのは大変かと思いますが、明確な基準があった方が明るい</p>	<p>区民の皆様の代表で構成する議会の「議員定数」については、地方自治法では、「条例で定めること」と規定することとどまり、明文の基準が無い状況にあります。 また、ご意見にあります「明確な基準」を何にするのか（例えば、「人口規模」や「財政規模」にするか等）については、さまざまな意見や考え方があるため、「明確な基準」を条例として明</p>

	意見の概要	議会運営委員会の考え方
	ように思いました。	文化することについては、難しいところですが。 したがって、議員定数については、このような状況を踏まえ、「区民の声を適切に反映できる定数」と規定することとしたものです。
8	資料を拝見致しまして、議事運営に対し多面に亘る配慮を感じました。 私を含め、機械に弱い高齢者は多いと思いますので、広報誌等による情報提供を多くしていただければ、議会のあり方に関心を持ち、区政を身近な機関とする区民が増えると思います。	条文（素案）に対する修正の意見ではありませんでしたので、「議会運営の参考とすること」といたします。
9	（別紙の資料のとおり）	「条例立案の視点からの規定方法に関わる意見」と「議会運営に関わる意見」について、広範・多岐にわたるご意見をいただきました。 いただきましたご意見については、別紙のとおり取り扱うことといたします。 まず、「条例立案の視点からの規定方法に関わる意見」については、議会運営委員会において、条例立案の視点から、改めて詳細な検討を行い、取扱いを決定いたしました。 また、「議会運営に関わる意見」については、ご意見の趣旨が条文（素案）に含まれているものである等の理由により、議会基本条例には規定しないこととしますが、ご意見については、今後の議会運営にあたり、参考とさせていただきます。
10	第3条と第16条の条文内容を連動させ、より明確な文言を含む内容とする。 第3条（議員の活動原則）の（2）「日常の調査及び研究を通じて自らの資質の向上に努めること。」とありますが、議員	まず、ご意見のうち、「第3条は議員の活動が身近に伝わるような文言とすること」についてですが、議員にとっては、議会活動だけではなく、日々の議員活動が重要なことについては、同

意見の概要	議会運営委員会の考え方
<p>一人ひとりの日常の活動や活動実績はあまり伝わってこないのが現実です。</p> <p>また、第3条(議員の活動原則)の(3)「議会活動について、区民に対して説明責任を果たすこと。」とあり、議会活動については「あらかわ区議会だより」で一部を知ること出来ますが、議員の日常の活動はなかなか伝わりにくいようです。街頭演説や区政報告会などの活動をされている議員もいるようですが、その議員を支持している区民が知る程度で、残念ながら、それ以外の区民にはあまり理解されていないと思われます。</p> <p>第3条(議員の活動原則)をさらに明確にしていくことで、「議員一人ひとりの活動が、区民により身近なものとして伝わる」と思います。</p> <p>その意味で、「区民全体の代表者として、議会活動ばかりでなく日常の議員活動も、区民に対する説明を含め、議員としての責任をはたす」ことなどの文言を配慮することが望ましいと思います。</p> <p>例えば、(2)「日常の調査及び研究、並びに研修等を通じて、区民全体の代表者として自らの資質の向上に努め、調査、研究、研修等を議会活動並びに日常の議員活動で実践し、区民に対する説明を含め、議員としての責任を果たすこと。」</p> <p>第16条(議員研修の充実強化)についても、「公費による議員研修は、国内研修・海外研修を含め、その研修報告を区民に公表する」というような文言が含まれるべきだと考えます。</p> <p>「公費は充実したものとして議員活動に当てられている」ということを示す必要もあると思います。</p>	<p>様の意見です。</p> <p>こうしたことから、日々の議員活動についても、各議員が自らの判断に基づき、区民の皆様に公表している状況にあります。</p> <p>したがって、ご意見については、議会基本条例には規定しないこととしますが、第3条(議員の活動原則)の規定を踏まえ、今後も引き続き、議会活動・議員活動について、議員自らの判断に基づき、区民の皆様に積極的に公表を行ってまいります</p> <p>次に、「第16条の公費による国内外の研修について、研修報告を区民に公表すること」についてですが、公費による研修については、公務による委員会の視察と 政務活動費による議員の調査研究活動(視察)が該当します。</p> <p>まず、委員会の視察については、視察報告書を作成し、委員会において意見集約を行っており、委員会会議録として「区議会のホームページ」や「区役所2階の情報提供コーナー」において、公開していますので、自由にご覧いただくことが可能となっています。</p> <p>次に、政務活動費を用いた調査研究活動(視察)については、視察報告書を作成し、議長あてに提出する取扱いとなっています。</p> <p>この視察報告書については、「区議会のホームページ」等での公開は行っていませんが、荒川区情報公開条例に基づく対象文書であるため、区民の皆様等から、情報公開請求が行われた場合には、一定の手続きを経て、公開することとなります。</p> <p>このような状況にありますので、第</p>

	意見の概要	議会運営委員会の考え方
	<p>第20条（議員定数）の条文を具体的に理解しやすいものに変更する。</p> <p>「議員定数は、区民の声を適切に反映できる定数とする。」では、具体性に欠けており、『区民の声を適切に反映できる定数』とは何を根拠に導き出されるものなのかがまったく理解できません。</p> <p>例えば、「地方自治法第 条 項に基づき……」などの内容が条文中の文言に反映されるべきだと考えます。</p>	<p>16条の規定については、条文（素案）のとおりといたしますが、ご意見を十分に踏まえ、今後とも、議員研修の充実・強化に努めてまいります。</p> <p>区民の皆様の代表で構成する議会の「議員定数」については、地方自治法では、「条例で定めること」と規定するにとどまり、明文の基準が無い状況にあります。</p> <p>また、ご意見にあります「明確な基準」を何にするのか（例えば、「人口規模」や「財政規模」にするか等）については、さまざまな意見や考え方があるため、「明確な基準」を条例として明文化することについては、難しいところです。</p> <p>したがって、議員定数については、このような状況を踏まえ、「区民の声を適切に反映できる定数」と規定することとしたものです。</p>
11	<p>第12条（通年議会）</p> <p>とても良いことだと思います。必要事項は「今後、調査する取扱い」となっておりますが、早急に対応すべきと思います。</p> <p>第16条（議員研修の充実強化）</p> <p>第17条（交流及び連携の推進）</p> <p>とても重要な事項で、活発な活動を望むと共に、第3条（3）で議員は「議会活動について区民に対して説明責任を果たす事」と有りますので、個々の議員が、「公人」として「研修」等を行った場合の内容（経費等を含めて）を議会としても「公開」する事を望みます。</p>	<p>条文（素案）に対する修正の意見ではありませんでしたので、「議会運営の参考とすること」といたします。</p>
12	<p>・区民が荒川区の将来の豊かさ（精神も含めて）を願って活動をして頂いています。ありがとうございます。</p>	<p>条文（素案）に対する修正の意見ではありませんでしたので、「議会運営の参考とすること」といたします。</p>

	意見の概要	議会運営委員会の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の数々も分かりやすいと思います。</li> <li>・種々ご苦勞もあるかと思いますが、議会の会派によって意見の時間が限られ、途中で終わってしまう放送を見るたびに時間の配分は如何なものかと時々思います。</li> <li>・会派の意見が異なっても区民の代表として、取り組んで欲しいです。</li> <li>・町会の定例会などに飛びこんで分かりやすく荒川の区政を身近に活かして下さると良いと思います。</li> </ul>	